

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社さくらケーシーエス

目次

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章	総則		
	第1条	(目的)	(1)
	第2条	(定義)	(1)
	第3条	(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)	(1)
	第4条	(ガイドラインの位置付け)	(1)
	第5条	(改廃)	(1)
第2章	株主との関係		
	第6条	(株主の権利の確保)	(2)
	第7条	(株主総会における議決権の尊重)	(2)
	第8条	(株主の権利の保護)	(2)
	第9条	(株主の平等性の確保)	(2)
	第10条	(株主の利益に反する取引の防止)	(2)
	第11条	(株主との対話)	(3)
	第12条	(政策保有株式)	(3)
第3章	株主以外のステークホルダーとの関係		
	第13条	(株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)	(4)
第4章	情報開示		
	第14条	(情報開示と透明性)	(5)
	第15条	(会計監査人)	(5)
第5章	コーポレート・ガバナンス体制		
	第16条	(取締役会等の体制)	(6)
	第17条	(取締役会の任務)	(6)
	第18条	(取締役会の議長)	(7)
	第19条	(取締役会の運営)	(7)
	第20条	(取締役)	(7)
	第21条	(監査役)	(8)
	第22条	(社外役員)	(8)
	第23条	(取締役および監査役の支援体制・トレーニングの方針)	(9)
	第24条	(取締役候補者および監査役候補者の選定基準等)	(9)
	第25条	(取締役および監査役の報酬等)	(9)
	第26条	(内部統制)	(9)
第6章	付則		

第1章 総則

(目的)

第1条 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)は、株式会社さくらケーシーエス(以下、「当社」という。)が、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を通じて、不祥事や企業としての不健全な事態の発生を防止しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおいて、「コーポレート・ガバナンス」とは、当社が、株主、お客さま、役職員および地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第3条 当社グループの経営における普遍的な考え方として経営理念_行動指針 経営理念を定め、企業活動を行う上での拠りどころとして位置付ける。経営理念_行動指針 経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化および充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効的なコーポレート・ガバナンスを追求する。

(ガイドラインの位置付け)

第4条 本ガイドラインは、当社の役職員がコーポレート・ガバナンスの実現に向けて行動すべき指針とする。

(改廃)

第5条 本ガイドラインの改廃は、取締役会の決議による。ただし、軽易なものについては社長の決裁による。

第2章 株主との関係

(株主の権利の確保)

第6条 株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うよう努める。

(株主総会における議決権の尊重)

第7条 株主総会における議決権の行使は株主の権利であり、次のとおり株主が議決権を適切に行使できるように努める。

- (1) 株主総会招集通知を早期に発送および開示し、株主がその内容を十分に検討できるだけの時間を確保する。
 - (2) 株主との対話の充実と、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会関連の日程を適切に設定する。
 - (3) 株主総会において株主が適切な判断を行うために必要な情報を適確に提供する。
 - (4) 株主総会に出席する株主だけでなく、全ての株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。
- 2 株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

(株主の権利の保護)

第8条 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に対し当該行為の内容を適切に開示する。

- 2 買収防衛策の導入および運用に際しては、その必要性および合理性を検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。
- 3 当社の株式が公開買付けに付された場合には、当該公開買付けに対する取締役会の考え方を株主に対し適切に開示する。また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げない。
- 4 前項のほか、株主が当社の株式を売却する権利を不当に妨げない。

(株主の平等性の確保)

第9条 いずれの株主もその有する株式の内容および数に応じて平等に扱う。

(株主の利益に反する取引の防止)

第10条 株主の利益を保護するため、役員等の当社関係者がその立場を濫用して、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。

- 2 取締役との取引ならびに監査役および主要株主等の関連当事者との重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要するものとする。
- 3 前各項のほか、当社は、当社や株主の利益に反する取引を行うことを防止することに努める。

(株主との対話)

第11条 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、当社が相当と認める範囲および方法で株主との間で建設的な対話を行う。

- 2 株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組み等に関する方針は、次のとおりとする。
 - (1) 株主との対話全般につき、経営企画担当部署の担当役員が統括し、株主との対話にあたっては、経営企画担当部署が中心となって、関連部署とともに適切に情報交換を行い、有機的に連携する。
 - (2) 株主との対話は、合理的な範囲で、取締役等が対応する。
 - (3) 対話において把握された株主の意見等については、定期的に取締役等に報告する。
 - (4) 株主との対話にあたっては、社内規程の定めるところに従い、インサイダー情報を適切に管理する。
- 3 株主との対話において、資本政策の基本的な方針についても説明を行う。
- 4 株主との建設的な対話を促進するため、自らの株主構造の把握に努める。
- 5 経営計画を策定し、公表するにあたっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力や資本効率等に関する目標を提示するなど、その内容を具体的に説明する。

(政策保有株式)

- 第12条** 政策保有株式として上場株式を保有する場合、政策保有に関する方針を開示する。
- 2 毎年、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクがコストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会で保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示する。
 - 3 政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行う。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

(株主以外のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係)

- 第13条** 中長期的な企業価値の向上に向け、お客さま、役職員および地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーを尊重し、良好かつ円滑な関係の維持に努める。
- 2 株主以外のステークホルダーとの円滑な協働やその利益を尊重し、経営理念_行動指針 経営理念に掲げる考え方を当社グループ全体で共有するため、経営理念_行動指針 行動指針を定め、当社グループの全役職員に対し周知および浸透を図る。
 - 3 社会および環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、積極的かつ能動的に取り組むよう努める。
 - 4 女性の活躍促進を含むダイバーシティを推進し、多様性を強みとする企業風土の醸成に努める。
 - 5 当社および役職員による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 当社は、当社の企業年金が、運用の専門性を高めて、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう努める。

第4章 情報開示

(情報開示と透明性)

第14条 ディスクロージャーの充実を通じたステークホルダー等の信頼の維持・向上を目的として制定しているディスクロージャーポリシーに従い、経営に関する重要な情報を、自主的に、公平かつ適法・適切に開示する。

2 実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、次の事項について開示する。

- (1) 経営計画
- (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (3) 取締役報酬を決定するにあたっての方針と手続き
- (4) 取締役候補者および監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き
- (5) 取締役候補者および監査役候補者の指名を行う際の個々の指名の理由

3 情報を分かりやすい内容で、かつ株主のアクセスが容易となる多様な方法で開示するよう努める。

(会計監査人)

第15条 会計監査人の独立性を確保するよう努める。

2 監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。

- (1) 会計監査人を適切に選定および評価するための基準を策定する。
- (2) 会計監査人が当社の会計監査を行うに足る独立性と専門性を有しているか否かを確認する。

3 取締役会および監査役会は、会計監査人の適正な監査の確保のため、次の対応を行う。

- (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
- (2) 必要に応じ、会計監査人が業務執行取締役等から情報を得るための機会を設ける。
- (3) 会計監査人が、監査役、内部監査担当部署および社外取締役と十分な連携ができる体制を整備する。
- (4) 会計監査人が不正等を発見し当社に対し適切な対応を求めた場合や、不備または問題点等を指摘した場合に対応する体制を整備する。

第5章 コーポレート・ガバナンス体制

(取締役会等の体制)

- 第16条** 当社は、監査役会設置会社として、取締役会が適切に監督機能を発揮するとともに、独任制の監査役が、適切に監査機能を発揮するものとする。また、監査役会は、その決議をもって監査方針を定めるなどして、監査の適切性・効率性を高めるものとする。
- 2 取締役会は、当社グループの事業に精通した業務執行取締役と、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する監督を行う独立社外取締役・非業務執行取締役との、適切なバランスで構成する。
- 3 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

(取締役会の任務)

- 第17条** 取締役会は、会社法の定めるところに従い、会社の重要な業務執行を決定するとともに、業務執行取締役および執行役員（以下、「業務執行役員」という。）の職務の執行を監督する。
- 2 取締役会は、経営判断の機動性および決議事項の専門性を考慮の上、法令の定めるところに従い株主総会決議事項の一部を取締役に委任するよう、株主総会に提案する。
- 3 取締役会は、法令および社内規程の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行役員に委任し、経営の監督機能を発揮する。
- 4 取締役会は、十分な情報を得た上で、誠実かつ相当な注意を払って、中長期的な企業価値向上に適う判断を行う。
- 5 取締役会は、経営理念_行動指針 経営理念の実現ならびに企業価値および株主の共同の利益の長期的な増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、公正に判断し、行動する。
- 6 取締役会と業務執行役員とは、それぞれが職務執行の責任を果たすとともに、相互に意思疎通を図る。
- 7 取締役会は、中期経営計画の実現に向けて最善の努力を行う。中期経営計画への取組みやその達成状況について十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させる。
- 8 取締役会は、経営理念_行動指針 経営理念や具体的な経営戦略等を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画について適切に監督を行う。
- 9 取締役会は、業務執行役員による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。

- 1 0 取締役会は、業務執行役員の報酬について、中長期的な会社の業績を反映させ、健全なインセンティブ付けを行う。
- 1 1 取締役会は、独立した客観的な立場から、業務執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割および責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を業務執行役員の人事に適切に反映する。
- 1 2 取締役会は、最高経営責任者を含む経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行する。
- 1 3 取締役会は、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制等のリスク管理体制の整備について、それらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かを適切に監督する。
- 1 4 取締役会は、その職務の執行が本ガイドラインに沿って運用されているかについて、毎年、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(取締役会の議長)

- 第 1 8 条** 取締役会の議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会を効果的かつ効率的に運営する。
- 2 取締役会の議長は、取締役会の主催者として、業務執行役員と非業務執行役員との建設的な関係を確保し、開かれた議論を行うことができる環境を整備および促進する。

(取締役会の運営)

- 第 1 9 条** 取締役会の議題、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の決定および職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能になるように設定する。
- 2 取締役会において意義のある意見、指摘および質問が行われるよう、取締役会の付議および報告事項について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、資料の送付または説明に努める。
 - 3 取締役会の年間スケジュールや予想される付議および報告事項についてあらかじめ決定する。

(取締役)

- 第 2 0 条** 取締役は、取締役会のメンバーとして、業務執行役員による業務執行を監督する。
- 2 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽くし、議決権を行使する。取締役は、内部監査担当部署から報告を受けるほか、必要に応じて社外の専門家の助言を得る。
 - 3 取締役は、取締役会の議題を提案する権利および取締役会の招集を求める権利を適時かつ適切に行使することにより、知り得た当社の経営課題の解決を図る。
 - 4 取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。

- 5 取締役および執行役員は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社および株主共同の利益のために行動する。

(監査役)

第21条 監査役は、業務および財産の調査権限を有する独任制の機関として取締役の職務の執行を監査する。また、監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努める。

- 2 監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査の分担等に従い、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けるとともに、重要な決裁書類等の閲覧、内部監査担当部署や子会社との意思疎通、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、取締役会その他の自らが出席する重要会議において、能動的かつ積極的に権限を行使し、必要があると認められるときは、取締役等に対して適切に意見を述べる。

- 3 監査役は、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無を調査する。

- 4 監査役は、会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備および運用状況について、財務報告に係る内部統制を含め、監査する。

- 5 監査役は、当社の取締役や会計監査人との意思疎通や、他の監査役、内部監査および内部統制を所管する関連部署との連携を図ることにより、自らの職務執行に必要な情報を収集する。

(社外役員)

第22条 社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という。）は、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点からの助言を行う。

- 2 社外役員は、業務執行役員および支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

- 3 社外役員は、取締役会および監査役会の判断および行動の公正性をより高め、最良のコーポレート・ガバナンスを実現するとともに、観点からの助言を行う。

- 4 社外役員は、当社のコーポレート・ガバナンスおよび事業に関する事項等について、独立した客観的な立場に基づく情報交換および認識共有を図る。

- 5 社外役員は、取締役会に上程される事項に限らず、自らが知り得た情報の中に、違法性を疑わせる事情があれば、監査役を含む他の非業務執行役員等と連携して、調査し、取締役会で意見を述べること等により、違法または著しく不当な業務執行を防止する。

- 6 社外役員は、業務執行の重要な事項について、社内外での知見や経験を活かし、業務執行の過程で不可避免的に生じる各種利益相反事象を含むリスクに対処し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、外部の視点から忌憚のない意見を述べる。
- 7 社外役員は、自らに期待された役割を十分理解した上で職務の執行にあたり、必要となる時間を十分に確保する。

(取締役および監査役の支援体制・トレーニングの方針)

第23条 取締役および監査役がその役割や責務を実効的に果たすために必要十分な社内体制を整備する。

- 2 取締役および監査役に対し、就任時および就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する。
- 3 社外役員に社内の情報を十分に共有する体制を構築する。
- 4 社外役員に対し、当社の経営理念_行動指針 経営理念、企業文化への理解を促すとともに、経営環境等について継続的に情報提供を行う。
- 5 社外役員が、業務執行役員や他の非業務執行役員との間で定期的に会合を開くなど、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備する。
- 6 社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担する。

(取締役候補者および監査役候補者の選定基準等)

第24条 取締役会の全体としての知識、経験および能力のバランスならびに多様性等を確保するため、取締役候補者の選定基準および手続きを定め、これを開示する。

- 2 監査役候補者の選定基準および手続きを定め、これを開示する。監査役には、財務および会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。
- 3 社外役員の独立性に関する基準を定め、開示する。社外役員は、原則として、当社が上場している各金融商品取引所の定める独立性の要件のほか、当社が定める独立性に関する基準を満たす者とする。

(取締役および監査役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、独立社外取締役が出席している取締役会において、客観性と透明性を確保の上、決定する。

- 2 監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内において、監査役会の協議において決定する。
- 3 取締役(社外取締役を除く)の報酬等については、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとし、一定割合を中長期的な業績に連動することにより、適切に運用する。

(内部統制)

第26条 健全な経営を堅持していくため、会社法等に基づき、内部統制システムを整備する。

【参考1】 経営理念

- ・ IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。
(社会・お客さまの信用)
- ・ 変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。
(会社の繁栄)
- ・ 個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。
(社員の成長)

【参考2】 行動指針

さくらケーシーエスの社員としての自覚と責任と誇りを持ち、「社会・お客さまの信用、会社の繁栄、自らの成長」を実現すべく、切磋琢磨し、事業の発展を期す。

【参考3】 ディスクロージャーポリシー

1 重要情報の開示

当社は、重要情報（注）の開示について、金融商品取引法その他の関係法令および金融商品取引所の規則等を遵守し、お客さま、株主、投資家の方等（以下、「ステークホルダー」という。）に対して適時・適切に行うように努めます。

2 自主的な情報の開示

当社は、ステークホルダーが当社の実態を正確に認識し判断できるように、重要情報の開示に加えて、財務内容、経営方針、業務戦略等に関する自主的な情報開示の充実に努めます。

3 公平な情報開示

当社は、上記の情報開示を行うにあたり、特定の者に対する選択的開示とならないように配慮し、公平な情報開示の実現に努めます。

4 社内体制の整備

当社は、上記の情報開示を適切に行えるように、社内体制の整備・充実に努めます。

(注) 「重要情報」とは、金融商品取引法その他の関係法令および証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」において、当社または当社子会社に関する重要な事項を決定し

た場合または重要な事象が発生した場合に適時開示を要する会社情報およびその他の法令・規則等において開示を求められる会社情報をいいます。

【参考4】取締役候補者選定基準

【第1条】（取締役会の役割）

当社取締役会は、「IT価値を提供することにより、社会・お客さまの発展に貢献する。（社会・お客さまの信用）」、「変化に対応できる強靱な企業体質を構築し、企業価値の向上を図る。（会社の繁栄）」、「個人価値を自ら向上させ、組織貢献できる社員に活躍の場を提供する。（社員の成長）」という経営理念_行動指針 経営理念を達成するため、当社の経営の基本方針を決定し、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。

【第2条】（取締役会の規模・構成）

- 1 取締役会は、有効な討議ができる適切な員数を維持し、取締役会全体として高い専門性と多様性等に配慮して、取締役候補者を選定する。
- 2 取締役会は、当社グループの事業に精通した業務執行取締役と、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する監督を行う独立社外取締役・非業務執行取締役との、適切なバランスで構成する。

【第3条】（取締役候補者の選定に関する基本方針）

当社は、経営理念_行動指針 経営理念に基づき、その価値を高いレベルで体现し、豊富な実務経験と高い能力、識見を備え、当社グループのさらなる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定する。

【第4条】（社外取締役候補者の選定に関する基準）

前条の基本方針に基づき、社外取締役候補者については、次に掲げる項目を充足するものとする。

- 1 会社経営、法曹、会計、行政、教育等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、専門的知見を有していること。
- 2 当社の事業に関する深い関心を持ち、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時・適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること。

【第5条】（社内取締役候補者の選定に関する基準）

第3条の基本方針に基づき、社内取締役候補者については、次の基準を充足するものとする。

- 1 優れた人格、識見を有し、経営の諸問題に精通していること。

- 2 先見性、洞察性に優れ、全社的な見地から、客観的に分析・判断する能力に優れていること。
- 3 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、積極的に意見を申し述べるができること。

【第6条】（取締役候補者の欠格事由）

第3条から第5条の規定にかかわらず、取締役候補者は次の欠格事由に該当しないこと。

- 1 反社会的勢力との関係が認められること。
- 2 職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること。

【第7条】（取締役の再任）

取締役会は、前条の基準に加え、当社取締役としての任期中の実績・経営への寄与等を勘案し、再任を検討する。

【第8条】（取締役の解任）

第3条から第5条に定める基本方針および基準を充足しなくなった場合、第6条に定める欠格事由に該当した場合、その他当社取締役としての職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、取締役会は、取締役の解任議案を株主総会に提出することを検討する。

【参考5】 監査役候補者選定基準**【第1条】（監査役の役割・責任）**

監査役は、取締役の職務の執行を監査する。監査役は、業務運営につき法令または定款に違反する事態を未然に防止して、株主の負託と社会の要請に応えるとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努める。

【第2条】（監査役会の員数等）

- 1 当社の監査役は、4名以内とする。
- 2 監査役には、財務および会計に関する十分な適切な知見を有している者を1名以上選定する。

【第3条】（監査役候補者の選定に関する基本方針・選任基準）

第1条に定めた監査役の役割・責任を高いレベルで体现し、次に掲げる項目を充足する人物を監査役候補者として選定する。

- 1 当社の事業に関する深い関心を持ち、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

- 2 社内監査役候補者については当社における豊富な業務経験、高い知見を有していること。
- 3 社外監査役候補者については、会社経営、法曹、会計、行政、教育等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、高い知見を有していること。
- 4 社外監査役候補者については、当社の定める独立性の要件を満たしていること。

【第4条】（監査役候補者の欠格事由）

前条の規定にかかわらず、監査役候補者は次の欠格事由に該当しないこと。

- 1 反社会的勢力との関係が認められること。
- 2 職務上の法令違反や内規違反、私的事項における法令違反等が認められること。

【第5条】（監査役の再任に関する基準）

当社監査役を再任候補者として選定する場合は、前条の基準に加え、当社監査役としての任期中の職務の執行状況等を勘案する。

【第6条】（監査役の解任）

第3条に定める基本方針および基準を充足しなくなった場合、第4条に定める欠格事由に該当した場合、その他当社監査役としての職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、取締役会は、監査役の解任議案を株主総会に提出することを検討する。

【参考6】社外役員の独立性に関する基準

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有すると判断するためには、現在または最近（※1）において、次の要件の全てに該当しないことが必要である。

- 1 主要な取引先（※2）
 - (1) 当社を主要な取引先とする者もしくはその者が法人等（法人その他の団体をいう。以下、同じ。）である場合はその業務執行者。
 - (2) 当社の主要な取引先もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。
- 2 専門家

- (1) 当社から役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (2) 当社から、多額の金銭その他の財産（※3）を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員。

3 寄付

当社から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の3%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4 主要株主

当社の主要株主もしくは主要株主が法人等である場合はその業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5 近親者（※4）

次に掲げるいずれかの者（重要（※5）でない者を除く）の近親者。

- (1) 上記1～4に該当する者。
- (2) 当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは使用人。

※1 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

※2 「主要な取引先」の定義

- 1 当社を主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当社売上高の割合が3%を超える場合。
- 2 当社の主要な取引先：当社の連結売上高の3%を超える取引を当社が行っている場合。

※3 「多額の金銭その他の財産」の定義

法人等が当社から収受している対価の合計金額が、当該法人等の年間総収入金額の3%を超えるときを多額という。

※4 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族。

※5 「重要」である者の例

- 1 各会社の役員・部長クラスの者。
- 2 会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

【参考7】政策保有株式に関する方針および政策保有株式に係る議決権行使基準

1 政策保有株式に関する方針

- (1) 当社は、政策投資株式について、金融商品取引所に上場している企業に求められる行動基準への対応や当社の財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策投資株式を保有しない。
- (2) 保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握した上で採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援などの保有のねらいも総合的に勘案して、当社の企業価値の向上に繋がると判断される場合をいう。
- (3) 政策投資株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有するが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、さまざまな事情を考慮した上で、売却する。

2 政策保有株式に係る議決権行使基準

- (1) 原則として、全ての議案に対して議決権を行使する。
- (2) 政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況も勘案し、議案ごとの賛否を判断する。特に、政策保有先の中長期的な企業価値向上等に大きく影響を及ぼすと考えられる議案(*)は、必要に応じて投資先企業と対話等を行い、判断する。

(*)議案の例は以下のとおり

- ・ 剰余金処分議案（赤字配当や一定期間に渡る黒字無配）
- ・ 取締役および監査役選任議案、退職慰労金議案（不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等）
- ・ 組織再編議案

- ・ 買収防衛策議案
- ・ 新株発行議案

(3) 利益相反の発生が懸念される場合には、個別に検討を行い適切に対応する。

第6章 付則

本ガイドラインは2015年11月20日から実施する。

◎ 改定 2018年12月26日

◎ 改定 2022年4月1日